

上下両院同日選挙・別時期選挙に関する 日豪理解の違い

——解釈主義によるピリーフの考察——

小堀 眞 裕*

目 次

はじめに

1. 日本における衆参別時期選挙に関するピリーフの検討
2. オーストラリア連邦議会における上下両院同日選挙に関する経緯と制度的概略
3. オーストラリア連邦議会選挙における同日選挙あるいは別時期選挙に関するピリーフ

結 論

はじめに

日本の二院制は、二院を別時期に選挙することが一般化してきたという点で、世界的に見ると非常にユニークな存在である。現在の OECD 諸国において二院を直接選挙し、直接選挙の大統領制を持たず、主として議院内閣制によって統治される諸国は、オーストラリア、スペイン、イタリア、ベルギー、そして日本であるが、日本以外の4か国は、全て上院の解散制度を持っており、上下両院同時選挙が基本である¹⁾。

* こほり・まさひろ 立命館大学法学部教授

- 1) 筆者は、parliamentary government 及び議院内閣制を、あくまでも「家族的類似性」を持つものとして見ている。つまり、議会の多数を得た政党勢力が政権を構成するという点で、各国間で似ている程度の類似性を持っているため、日本では parliamentary government など各国の状態を議院内閣制と呼ぶようになった。そうした見方自体が検討

スペイン、イタリア、ベルギーは、戦後全ての国政選挙が上下両院選挙であり、二院を別に選挙した例は一度もない。スペインは、フランコによる独裁終了後、1977年以降全ての国政選挙が上下両院で行われてきた。ベルギーは1993年の憲法改正までは、上下両院を別に選挙することは可能であったが、実際には、1919年以来、全ての国政選挙は上下両院選挙で行われてきており、93年の憲法改正で下院解散時に上院も解散されることを明記した(46条)。イタリアとオーストラリアは、上下両院は別に選挙することが憲法上可能であるが、イタリアの場合はムッソリーニ政権崩壊後の全ての国政選挙は上下両院同日選挙で行われてきた(Nohlen and Stover 2010)。オーストラリアは、これまで1953年上院選挙、1954年下院選挙、1963年下院選挙から1972年下院選挙までの間、数回の各院別時期選挙があったが(Nohlen et al 2002)、1974年以後は全ての連邦議会選挙は上下両院同日選挙で行われている。

このような日本の二院別時期選挙というユニークさは、これまで政治学でも憲法学でも、十分に検討されてこなかった。二院制に関しては、ゲーム理論の観点から研究された有名な研究書があるが、両院選挙のタイミングに関しては、分析されなかった(Tsebelis and Money 2002)。憲法学においては、上院には一般的に解散制度がないという理解が、有力な憲法学者によってたびたび国会の場で説明され(大石 2002; 2004)、むしろ両院同時解散をしてきた国々が多い現実が知られていなかった。

本稿では、こうした日本における上下各院別時期選挙にかかわるピリーフ(アイディア)を検討することを目的とする。その際に、日本における上下各院別時期選挙にかかわるピリーフを相対化する意味で、歴史的には一時期だけであるが、上下各院別時期選挙を行ってきた経験のあるオーストラリアとの比較を行う。なお、オーストラリアの上下各院別時期選挙に

↘の対象にされるべきであり、そうした見方は、各国の個別の重要な違いや文化を見落とすことを招いてきたが、さりとて、他の用語に置き換えることは難しいので、この議院内閣制という用語を本稿では使用している。

関しては、岩崎美紀子が2013年に著作の中で、オーストラリアが一時期のみ各院別時期選挙を実施したものの、やはり主流としては上下両院同日選挙を実施してきていることを書いている（岩崎 2013）。ただ、なぜ、そのように、オーストラリアでは上下両院同日選挙が一般的で、一部の時期だけ両院別時期選挙になったのかの理由や要因の分析にまで至っていない。

結論から言うならば、興味深いことに、日本においては、偶発的な理由で衆参の選挙投票日が同日になることがあったとしても、同日選挙が常例化となつてはいけな、というコンセンサスが存在してきた。二院別時期選挙が基本的であるという理解に、反対者はほとんどいなかった。それに対して、オーストラリアにおいては、主として効率的な視点から両院選挙は同時に行うことが基本だと考えられてきた。もちろん、両国において、それらに対する少数の異論はあるが、両国の多数派の見解は、その内容においては上記のように対照的ではあるが、ともに固く信じられている。

なお、筆者は、この問題を解釈主義的政治学の視点から扱うことにする。こうした両国の違いを、新制度論では、「経路依存」と評価するかもしれない。しかし、経路依存という考え方では、なぜ、その経路が作られたのかを説明することはできない。また筆者は、人間の実践の中で二院制という制度が普遍的法則のように作られたとは考えない。そうした「本質」思考は、実際には人間たちが作り出す豊富な相違を見落とすことになるだろう。むしろ、二院制やその中の慣習などは、その時々の方々の行為者たちのピリーフが作り出してきたものであり、そのピリーフの共有化という主観的な動きが制度といわれるものを作り出してきたとみている。この考え方の詳細をここで語るスペースはないが、筆者はその考え方に関してかつて記した（小堀 2019）。

以下では、まず、第一に、日本における衆参各院別時期選挙の経緯を概括した後、特に1986年同日選挙のなかで見られた別時期選挙を守ろうとするピリーフの存在と内容に関して検討していきたい。また、第二に、オー

ストライアにおける二院制の基本的仕組みや憲法規定について概括した後、上下各院別時期選挙の経緯を概括する。第三に、オーストラリアにおける上下両院選挙に関するビリーフを検討していきたい。

1. 日本における衆参別時期選挙に関する ビリーフの検討

(1) 衆参別時期選挙の経緯について

衆議院と参議院の選挙は、戦後において、最初から別々の時期において行われた。1947年2月8日に、連合軍総司令部（GHQ）のマッカーサー元帥は、吉田茂首相に書簡を送り、そのなかで、「余は総選挙を施行すべき時機が到来したと信ずる」と述べた。同時に書簡は、「総選挙を行うべき明確な期日その他の詳細は余が日本政府の判断に委ねる事柄である。しかし新立法府が新憲法の実施を即時効果あらしめるため選挙は今議会の会期終了次第できるだけ早い機会に行わるべきものである」（読売新聞1947年2月8日）と述べた。

この具体的日取りは、吉田政権の主導の下で、参議院選挙投票日が4月20日（日）とされ、衆議院選挙投票日は4月25日（金）とされた。さらに、この4月5日（土）には、都道府県知事選挙、市区町村長選挙の投票も行われた。つまり、1947年4月は、国会両院と主な地方選挙が行われた。この時、既に、上記のように、衆参両院選挙は、同じ投票日ではなく、別々に選挙が行われることになった。この時に投票日を同一にするか、別にするかに関する議論は、管見の限りでは見つからない。

その後、4年任期で任期途中の解散がありうる衆議院と、3年ごとに半数改選が行われる参議院との選挙タイミングは、ずれていく。よく知られたように、1948年12月のいわゆる「馴れ合い」解散の翌年1月に衆議院選挙が行われた。この時、早期解散を憲法7条に基づき行おうとする吉田自由党政権と、憲法69条によってのみしか衆議院解散は行えないと解釈す

る GHQ とのはざまで、野党の内閣不信任案に自由党が賛成する形で不信任議案が可決され、解散詔書には7条及び69条により衆議院が解散されることが明記される形となった。

これによって、衆参の選挙タイミングは別の時期となっていくのであるが、1953年にふたたび衆参の選挙タイミングは非常に近いがやはり別の投票日を選ぶことになる。1953年の衆議院予算委員会での吉田茂首相による「バカヤロー」発言が元で、内閣不信任案が可決され、4月19日（日）投票の衆議院解散・総選挙が決まった。この時には、直前に参議院選挙が予定されていたが、結局、参議院が解散後に20日まで緊急集会を開催し、暫定予算案・法案を審議議決することとなった関係で、参議院選挙の投票日が4月24日（金）となった。これは、意図的に同日選挙を避けたというのではなく、参議院選挙は参議院閉会后「三十一日以後三十五日以内」に行わなければいけないという当時の参議院議員選挙法9条の規定により、設定された（読売新聞1953年3月14日）。このように、同一の投票日ではないが、事実上の衆参同時選挙がすでに1953年に行われた。

その後は、1980年に至るまで、衆議院と参議院は別の年に選挙されてきた。しかし、初めての衆参同日選挙は、1980年に行われる。当時の自民党大平政権は、自民党内の派閥争いで、首班指名選挙では野党が棄権する中、たった138票で内閣総理大臣に選出された経緯を持っていた。こうした弱い政権基盤は、1980年5月の衆議院における内閣不信任案採決でも自民党他派閥の造反を引き起こし、内閣不信任案が可決される事態となった。大平首相は、衆議院を解散し、参議院通常選挙と同じ投票日6月22日で衆参同日選挙が行われることとなった。なお、この同日選挙の選挙期間中に、大平が心筋梗塞で急死する事態となった。

この1980年の衆参同日選挙は、内閣不信任案可決という意図せざる出来事から偶発的に行われることとなった関係で、強い反対論が唱えられたわけではなかった。しかし、1986年に当時の中曽根康弘首相が、7月6日投票の衆参同日選挙を行ったことに関しては、後に詳しく見るように、強い

反対論が与野党から噴出した。これ以後、日本で現在まで衆参同日選挙は行われていない。

(2) 1986年衆参同日選挙を意図した側のピリーフ

以下では、1986年衆参同日選挙を実施した側、すなわち中曽根及び中曽根政権の政治家たちが、どのような理解を持っていたのかを見ていきたい。

1) 効用としての衆参同日選挙

中曽根康弘は、1986年に衆参同日選挙実施が争点化する以前から、効率の観点から、それに関する有用性を認めてきた。例えば、以下の発言がそうである。

投票率を上昇せしめるということは民主政治における参加のチャンス
を多くつくっていくという意味において意義のあることではないかと思
います。だからといって、私がダブル選挙をやるという意味ではありま
せん(参議院予算委員会1983年4月4日)。

この中曽根の答弁は、野党議員が1983年参議院選挙は全国区が初めて比
例代表になる関係で、投票率が下がるという見込みがあるが、それに対し
て、ダブル選挙を行って投票率を上げようとする意向があるかどうかを問
うた質問に対する回答であった。

また、中曽根は、衆参同日選挙を費用の節減という観点から肯定的に答
弁したこともあった。例えば、以下である。この時、野党議員は、ダブル
選挙を行うと参議院の意義が失われてしまうのでやるべきではないと思
うが、首相はどのように考えるかを質問した。

ダブル選挙というものの効用はプラスとマイナスがありますが、選挙
費用が安く済む、節約させられる点においてはプラスがあると思います

けれども、それからまた一面においては、いまおっしゃるように参議院というものの鮮明度が失われていく、そういうマイナス面もあると思います。（参議院予算委員会1982年12月22日）。

ここでは、衆参同日選挙が参議院の独自性を損なうというマイナス面も原則的に認めながらも、選挙費用が節減されるというプラス面も認めていたことになる。

2) 衆議院の解散権は憲法大権の行使であり、法律上の問題では制されない。

これらに加えて、中曽根は結果として衆参同日選挙につながる解散権の行使が、特定の法律が「違憲状態」にあっても、内閣による解散権の行使は憲法上の大権であって、法律上の問題には拘束されないという見解も示した。

この問題は、1985年7月、最高裁判所は、衆議院に関して公職選挙法が定めた区割りでは、「一票の較差」が違憲状態にまで至っているという判決を出した問題にかかっていた。当時、中曽根政権は、衆議院の定数は正を実行する前に衆議院解散をできるかどうか、が争点になっていた。結局、中曽根は、日程に余裕のない衆議院の議長裁定が出されて、定数は正法案が成立しても解散はできないという「弱気」を情報として出し、新聞各紙に報じさせながら、「空白の一日」を衝いて、抜き打ち的解散の助言を行い、1986年7月に予定されていた参議院選挙と合わせて、衆参同日選挙が行われた。この解散衆議院選挙による衆参同日選挙は、参議院選挙独自の意義をないがしろにするものとして議論が噴出した。この過程で、中曽根康弘は、衆議院解散に関して重要な見解を表明する。それは以下のようなものであった。

定数は正前の衆議院解散権の行使につきましては、前から申し上げているとおり本来、解散権は、憲法が国政の重大な局面において民意を問

う手段として内閣に付与した基本的に重要な機能でございます。憲法上、解散権の行使を制約する規定はございません。なお、解散権の行使とこれに伴う総選挙の施行とは、それぞれ別の規定に従って行われる別個のものである。こういう理由によりまして、法律的には制約はされません(衆議院本会議1985年10月16日)。

3) 衆参同日選自体は、憲法違反ではない。

また、中曽根は、1983年から、衆参同日選挙自体は憲法違反ではないと考えていることに関しては、繰り返し述べてきた。例えば、「同日選挙は憲法違反ではないかということでございますが、すでにこれは先例もあり、憲法違反であるとは考えておりません」(衆議院決算委員会1983年5月19日)や、「同時選挙については、これは憲法上も可能である」(衆議院予算委員会1986年2月17日)などである。また、衆参同日選挙が憲法違反ではない、という点に関しては、当時の後藤田正晴官房長官(参議院予算委員会1986年3月28日)や茂申俊内閣法制局長官(衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会1985年12月3日)も一致した答弁を行っていた。

4) 常例としてではなく、偶然的な理由における衆参同日選挙の肯定

ただ、この中曽根自身も、衆参同日選挙を常例にすることまでは意図していなかったと述べている。中曽根は、1986年に関しては、「違憲状態」の解消を急いだ結果、偶然に衆議院と参議院の選挙が重なり、同日に行われたと答弁している。

速やかにこの違憲状態を克服する措置を政府も議会もとるべき立場にあったと思います。そういう観点から、たまたま参議院の選挙がございまして、至急行うという情勢から見ましてたまたまそれが重なったというのがこの間の選挙の状態である、一番の急務は違憲状態脱却ということが急務であった、そういうことで行われたと思います(衆議院予算委

員会1986年11月5日、傍点は筆者による）。

同日選挙が悪であるとか同日選挙というものは回避した方がいいとか、そういうような考え方に対しては私疑問を持っております。しかし、一応考えられることは、同日選挙をねらってやるというようなことはちょっとどうかなという気がいたします（衆議院予算委員会1987年7月14日、傍点は筆者による）。

つまり、中曽根が述べるところは、あくまでも原則論としては、衆参は別時期に選挙を行うものではあるが、偶発的な衆議院の解散があれば、それに応じて同日の投票日で行うことはあってもよいという理解であろう。

5) 同日選挙常例化への警戒論

こうした中曽根の後を継いで内閣総理大臣となった竹下登は、上記のような中曽根の見解を事実上一步強め、衆参同日選挙を常例とする考え方に対して、強い警戒感をにじませた。例えば、首相に就任した翌年には以下のように発言した。

まずいわゆる同時選挙という問題は、これが定着することは、二院制そのものを否定する雰囲気が強まってくるということからして、私は意図的に軽々に行うべきものではない、このように考えております（衆議院予算委員会1988年2月5日、傍点は筆者による）。

同日選挙が定着するということは二院制の否定につながるおそれがある、だから意図してやるべきものではないという趣旨のことは、時に臨み絶えず申しております（参議院予算委員会1988年3月11日、傍点は筆者による）。

これらの竹下の発言からは、彼自身も、同日選挙の多用や常例化は、衆参の二院制の意義を損なうものとして理解していたと言えるであろう。特に、二度にわたって、「同日選挙が定着するということは二院制の否定に

つながる」という考え方を，一般的原則であるかのように述べたことは，注目に値すると言えるだろう。

(3) 1986年衆参同日選挙に反対した人々のビリーフ

次に，1986年衆参同日選挙に反対した人々のビリーフについてみていきたい。それは与野党の政治家，マスコミ，学者そして弁護士たちによって唱えられた。内容的に見れば，第一に，当初は1985年最高裁判決で指摘された一票の較差を残したまま，つまり定数は正しないで衆議院を解散することの問題性が指摘されたが，第二には，憲法が緊急時には参議院の単独開会を予定しているにもかかわらず，衆議院選挙と参議院選挙との同時選挙により，参議院の半数しか事実上緊急集会に参加できないことが指摘された。しかし，第三に，より根本的には，日本国憲法自体が衆参同日選挙を予定しておらず，衆参同日選挙自体が二院制を否定するものであり，参議院の独自性を踏みにじるという批判であった。

1) 「違憲状態」のまま衆議院を解散することに対する批判

1985年7月最高裁は，1983年12月に行われた衆議院選挙の「議員定数配分規定は，その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり，憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず，全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである」(最高裁判所民事判例集39巻5号1122頁)と判決で示し，その定数は正は急務であった。しかし，上記に見たとおり，当時の総理大臣であった中曽根康弘は，内閣の解散権行使はこの判決に拘束されないという見解を，この年の10月に表明した。

これに対して，学者，マスコミ，与野党の政治家から反対の旨が表明された。例えば，芦部信喜学習院大教授(当時)は，朝日新聞の取材に対して，「58年に最高裁が現行の定数配分について違憲状態判決を下し，衆議院議長見解でも是正がいわれているとき，是正しないままの解散は許されまい」と述べた。杉原泰雄一橋大学教授も，同じく朝日新聞の取材に対し

て、「違憲判決によって、本来選挙そのものも無効になるべきで、そういう状態にあるいまの衆院は存在すべきでない議会。そういう議会はせいぜい定数是正を処理すべきで、本来なら国鉄分割・民営化という大きな課題など扱ってはならない。まして、是正しないで解散など許されない」（朝日新聞1986年4月18日）と述べた。

マスコミの中では、朝日新聞が、社説で、定数是正をしないまま「違憲選挙を繰り返すのは、有権者をあまりにも軽視した行為である」（朝日新聞1986年3月25日）と批判した。毎日新聞も「違憲定数のままでは衆議院は解散すべきではなく、反対である」（毎日新聞1986年5月3日）と社説で述べた。

野党は、定数是正をしないままに衆議院を解散することにはもちろん反対で一致していたが、他方で、早期に是正が決着すると、参議院選挙日程に間に合ってしまう、衆参同日選挙を許してしまうというジレンマに陥り、歩調の乱れもあった（朝日新聞1985年11月10日）。

2) 緊急集会の意義を損なうという批判

上記のように、定数是正をしないままに衆議院を解散することで、「違憲状態」の衆議院選挙を行ってしまうという批判は、他方で、定数是正が行われた後、衆議院解散・同日選挙ということを止められない。

したがって、衆参同日選挙反対論のもう一つの論拠としては、衆議院解散後においても、「内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる」（日本国憲法54条2項）という規定は、衆参同日選挙を想定しておらず、その精神を骨抜きにしまいかねないというものであった。

こうした主張は、学者、マスコミ及び与野党にも共通するものであったが、特に、自民党内において、福田赳夫、鈴木善幸などの元首相、そして後に首相になる宮沢喜一などからも唱えられた。特に、この時、福田赳夫が強力な論陣を敷いたこともあり、福田派の若手議員たちのなかでも、衆

参同日選挙に対する強力な反対運動が起きた。

参議院の緊急集会との関係では、福田赳夫の発言に関しては、明瞭なものはいくつか報道された。まず、福田赳夫は、「関東大震災のような大災害が起きたとき(衆参両院議員が)だれもいないのでは、日本の国はどうなる。憲法はそういうことを予想していない」(朝日新聞1986年3月31日)と述べた。さらに、翌月にも、「同日選挙の間に、大暴風雨や大震災といった国政を揺るがす大事が起きた時、どう対応するのか。憲法は同時に衆院が全員、参院が半分空白になることを予想していない。同日選挙は憲法の問題に反する重大問題であり、反対する」(朝日新聞1986年4月21日)と、福田は再び強調した。

しかし、こうした参議院の緊急集会と衆参同日選挙との関係に関しては、別の見方もあった。例えば、当時内閣法制局長官であった茂申俊は、一般論であると断りながらも、参議院議員任期満了後に同日選挙が行われる場合でも、「残りの半数が存在しているわけですから、議事及び議決には総議員の3分の1以上の出席があれば足りるとされているわけですから、参議院の緊急集会を行うことは可能でございます。したがって、このような面におきましても、いわゆる衆参同時選挙を行うことが憲法54条の精神に反することにはならないと考えておるわけでございます」(衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会1985年12月3日)と国会の質疑で述べた。また、読売新聞も、社説において、同じ点を指摘し、衆参同日選挙となっても、参議院の緊急集会に与える影響はないと論じた(読売新聞1986年5月22日)。なお、1986年衆参同日選挙は、7月6日投票日で行われており、この時の改選対象議員の任期満了日は7月7日であり、もし緊急集会が必要となったとしても、参議院議員全員が任期中ということになり、選挙運動よりも緊急集会を優先すれば、緊急集会は参議院議員全員出席で行いうる状態であった。

3) 二院制の意義を損なうという批判

最後に、衆参同日選挙に反対する側の理解としては、上記のような具体的な理由（定数は正前、参議院の緊急集会との関係）とは別に、衆参同日選挙自体が、二院制の意義や趣旨に反するという見解がある。

その典型的なものとしては、第一に、いくつかの新聞の社説の見解がある。先述したとおり、新聞社の見解には幅がある。読売新聞は、社説で、定数は正案が可決された5月22日に「次に直ちになすべきことは、衆院の解散・総選挙であり、これをいたずらに遅らせてしまつては、違憲状態からの脱却は完成しない」（読売新聞1986年5月22日）と、むしろ衆参同日選挙を支持した。毎日新聞は、社説で、「同日選挙が慣例化されると衆院選が3年ごとに行われることになり、衆議院の任期を4年と定めている憲法の規定を踏みにじることになろう」と述べ、「同日選は違憲ではないとしても、憲法の趣旨からみて望ましいことではない」と結論付けた。朝日新聞は、3月25日と4月11日、5月1日、5月21日の少なくとも四度の社説で衆参同日選挙に反対した。そのなかで、「衆参同日選挙は、憲法が定めた二院制の趣旨をも損なう邪道である」（朝日新聞1986年4月11日）、「同日選挙は憲法が定めた二院制の意義を損なう」（朝日新聞1986年5月1日）と、参議院の緊急集会の意義を損なうなどの具体的な理由を挙げながらも、より一般的な意味で、衆参同日選挙自体が二院制を定める憲法の趣旨に反すると述べた。

第二に、この1986年衆参同日選挙以後に、衆参同日選挙が憲法違反であるとして、愛知県の有権者たちが提訴した件で、同じくここでも、衆参同日選挙が「憲法が定めた二院制の趣旨」に反することが、原告側の主張の中で論じられた。もちろん、そのなかでは、「選挙活動は別個に選挙が行われる時に比較して二倍の激しさで行われること」や、「緊急集会における国民代表が半数も欠けている事態はこれをあらかじめ回避することは、衆議院解散権に対して働く期日選択上の重要な制約と解すべきである」などの具体的な理由にも触れられていた。もっとも、この提訴に対して、名古

屋高裁は、1987年3月25日に、原告らの請求を棄却する判決を出した(名古屋高判昭和62年3月25日行集38巻2・3号275頁以下)。原告は上告したが、最高裁は同年11月24日に原告の上告を棄却する判決を出した。

第三に、参議院議長からの諮問を受けた参議院制度研究会が1988年に出した「参議院のあり方及び改革に関する意見」である。

その「意見」では、衆議院の「解散に伴う総選挙の期日がたまたま参議院の通常選挙の期日と同日となる結果が生ずることがあってもそれは直ちに憲法に違反するものではないと解されよう」と述べたが、同時に、以下のように、衆参同日選挙の「慣行化・常例化」に対して警告を発した。

もしも同日選挙がいわゆる選挙戦略上有利であるという予測等の下に、衆議院解散の時期を作為的に操作し、これによって総選挙の期日を作為的に参議院の通常選挙と同日とすることが慣行化・常例化するに至るならば、それは憲法の定める四年の衆議院議員の任期が事実上三年となるのが常例となる観を呈するという点できわめて問題である……憲法が参議院を衆議院と併立する独立の機関としている以上、参議院の選挙は本来衆議院とは別個の選挙として行われるべき性質のものである(参議院制度研究会 1988年)。

もちろん、この「意見」のなかでも、参議院の緊急集会などとの関係など具体的な論点も指摘されたが、より一般的な意味で、同日選挙の「慣行化・常例化」に対して強い警告を発している点が特徴的であった。

(4) 1986年衆参同日選挙に関わるピリーフの小括

上記のように、1986年衆参同日選挙を実施したり、支持したりした側と、それに反対したり、問題点を指摘した側のピリーフを見てきた。結論的に言えば、両者の間では、一つの一致した見解がある。それは、二院制である以上、本来的には両院の選挙は別時期に行われなければならないという点である。衆参同日選挙に反対してきた側はもとより、その実施を進

めてきた中曽根内閣の政治家たちを含めても、衆参同日選挙を「常例化」することは望ましくないという点では一致している。少なくとも、衆参別時期に選挙をすることは二院制を規定している憲法の当然の前提であり、この点に関しては、議論の余地のないものであったと言えるだろう。

2. オーストラリア連邦議会における 上下両院同日選挙に関する経緯と制度的概略

次に、オーストラリアにおける上下両院同日選挙及び上下各院別時期選挙について、オーストラリア政治の行為者たちが、どのようなビリーフを持っていたのかを検討していきたい。

その前提として、以下、第一にオーストラリアの政治システムについて説明しておきたい。オーストラリアの連邦議会は、下院が3年任期であるのに対して、上院が6年任期の3年ごとの半数改選で、日本と類似点があるが、それ以外で憲法に規定されている事柄は、日本国憲法とはかなり大幅に異なり、調べもせずにアナロジーで理解することはできない。したがって、以下、オーストラリアの憲法と議会の基本的仕組みを簡潔に説明する。第二に、そのうえで、1953年から1972年まで見られた上下各院別時期選挙と、1977年同日選挙規定を盛り込んだ憲法改正国民投票、または、それ以後の、上下両院同日選挙にかかわる行為者たちのビリーフを検討していきたい。

(1) オーストラリアの憲法と議会の基本的仕組み

1) オーストラリアと二院制

オーストラリア憲法では、下院代議院 the House of Representatives は、憲法上一票の較差が1.5倍を超えないように定められており（憲法24条）、連邦全体の有権者を代表する議院となっている。それに対して、上院では州の代表が元老院 Senate を構成している。憲法7条においては、

「元老院は、各州の元老院議員で構成され」、「その州の民衆に直接選挙される」と書かれた。つまり、上院である「元老院は、州の議院」(Cramp 1914:162)である。

2) 上下両院の選挙制度

オーストラリアで一時期に見られた二院別選挙という政治的実践を検討する上では、上下両院の選挙制度の違いも知っておく必要がある。

まず、下院についてであるが、下院においては、1901年の第一回目の上下両院選挙においては、定数が76であったが、今日では増加し、151となっている。下院の定数に関しては、上院定数の2倍とすることが憲法24条で明記されている。任期は、選挙後の最初の下院開会日から3年であり、任期途中で総督が解散することが可能であるが、この総督の解散権限行使は、慣習上首相の助言を得て行われる。

下院の選挙制度は、1917年までは単純小選挙区制を採用していたが、その後は、1918年の補欠選挙での採用を経て、1919年選挙では、順位づけ選好投票制 the Alternative Vote を全面的に採用した。この選挙制度においては、候補者に順位を付けて投票し、1位票で過半数を獲得すれば当選で、そうでない場合は2位票以下をカウントする(詳しくは小堀 2012)。

上院の選挙制度は、1948年までブロックごとの定数を連記する形の小選挙区制を行ってきたが、この年以降、単記移譲投票制 Single Transferable Vote (STV) という比例代表制に変更された(詳しくは、小堀 2012を参照)。定数は、各州均等で、第一回選挙が行われた1901年は各州5議席で、現在では、北部準州と首都準州を除き、各州12議席となっている。これらの州の定数内で、比例代表で選ばれるので、1948年以降は、上院において政権党が過半数を占めることは著しく困難になっている。比例制導入後しばらくは政権党が上下両院で過半数を確保できたこともあったが、1961年以降、22回の上院選挙後に政権党上院過半数が確保できたのは、わずか3回である。

上院の任期は6年で3年ごとに改選されるが、憲法13条により、上院の任期は7月から始まることが決められており、その1年前から改選が可能となる（言い換えれば、選挙で当選した後、就任まで最大1年待つ場合もある）。なお、憲法57条に基づく上下両院同時解散があった場合は、上院任期の開始は、その上院解散の前の7月ということになる。

3) 他の重要な憲法上の規定

各州は、上院に対する権限を持つ。憲法9条では、上院選挙の選挙方法は連邦議会が法律を定め、全州同じ方法で行われるが、その選挙の時期と場所は州議会が決められる。憲法12条では、「州の知事は、州の上院議員選挙の令状を発行することができる」とあり、1974年に、連邦と州の間の闘争がこの文言を通じて繰り広げられるが、上院が解散された場合は、10日以内に令状の発行が行われ、それは州の任務ではない。

憲法14条では、1977年の改正まで、上院に空席が生じた場合には、州の議会が開会中は、州議会が後任を決定し、その後任の任期は、任期満了か、次の上院半数改選選挙かのいずれか近い方とされていた。1977年に14条は改正され、空席の後任は、元議員の所属政党が存在する場合は、その政党によって埋められることとなった。

憲法57条により、3年の任期満了以前6ヶ月までは、3ヶ月の間隔を空けて、下院を通過した法案が再度否決・修正された場合、総督が上下両院を解散することができる。その解散後の議会においても、法案が否決される場合は、総督が上下両院による合同会議を開催し、絶対多数による議決が連邦議会両院の決定となる。

憲法128条により、上下各院を絶対多数で通過した憲法改正案は、連邦において国民投票にかけられる。ただし、一方の院が絶対多数で可決し、他方の院が否決あるいは、一方の院が望まない修正をした後、3ヶ月以上の期間を空けて一方の院が再び絶対多数で可決し、他方の院が2度目の否決あるいは、一方の院の望まない修正を行った場合に限っては、一方の院

だけを通じた憲法改正案も、国民投票にかけられる。この国民投票では、これらの憲法改正案は、連邦における投票者全体の過半数と、過半数の州（全6州なので最低4州）においてそれぞれの投票者過半数がなければ、案は可決されない。

(2) オーストラリアにおける上下両院選挙の経緯について

オーストラリアの連邦選挙は、1900年オーストラリア憲法以後、1929年に下院解散で単独選挙を実施した例外を除いて、1953年まで、基本的に上下両院選挙は同時に行われてきた。1914年は、上下両院同時解散であったが、それ以外は、下院の解散選挙と上院の半数改選が同時に行われる形態をとった。

1951年4月に上下両院同日選挙が行われ、このため、憲法13条の規定によりこの選挙で選ばれた上院の半数は1953年7月に任期満了となる予定となった。当時首相であったロバート・メンジスは、この1953年の上院選挙に下院解散総選挙を行うことを諦め、1953年5月にオーストラリア史上初めて上院単独選挙が行われた。下院選挙は1954年に行われ、この各院別選挙は続くかに見えたが、1955年には下院を早期解散することにより、再び同日選挙への軌道に戻った。

その軌道が再び崩れるのが、1963年下院選挙からであった。この時のロバート・メンジスの政権は、1961年12月の上下両院選挙（下院解散・上院半数改選）の結果、議席を減らして、下院で過半数ギリギリの状態であった。上下両院選挙を行う場合には、1964年7月まで待たなければならなかったが、そこまで持ちこたえられないと見たメンジス首相は、1963年10月15日に解散し、下院選挙のみが11月30日に投票された。

上院選挙は、憲法13条により、1964年7月から1965年6月末までに行われる必要があったが、翌年、1964年12月5日に上院のみの選挙が行われた。この選挙においては、メンジス政権側は、全30議席中14議席に留まり、上院全体60議席の中においても30議席に留まり、1961年上下両院選挙

で得た30議席から現状維持で、過半数には届かなかった。

その後、ロバート・メンジスは、1966年1月に首相を辞任し、その後を、ハロルド・ホルトが継ぎ、首相となった。

次の上院選挙は、1967年7月から1968年6月末までに行う必要があったが、その前に、1963年11月選挙以来の下院の3年任期（議会開会時1964年2月）が1967年2月に終了するので、やはり、下院選挙を単独で、1966年11月26日に行った。

この下院選挙では、ベトナム戦争への参戦が大きな争点となり、ホルトは、これに参戦することを公約し、参戦拒否を唱える労働党と激しく闘い、選挙結果においては、124議席中82議席を獲得し、圧勝した。ここにおいても、下院単独選挙に対する特段の議論は起こらなかった。

しかし、1967年上院選挙において、二院別選挙に対する疑問が浮上してくる。1967年11月25日には、上院単独選挙が行われたが、ホルト政権側の自由党・カントリー党連立は16議席から14議席に減らして、上院全体でも28議席へと後退した。この選挙において、後に詳しく見るように、上院単独選挙への否定的反応が顕在化することになった。

この1967年上院選挙の投票日の直後の12月17日に、ホルトは水難事故で行方不明となり、カントリー党のマキュアンが暫定的に首相となるが、自由党において新党首としてジョン・ゴートンが選出されると、ゴートンが首相に就任した。

次の上院選挙は1970年7月から1971年6月末にしか行えないので、やはり下院の任期満了が先に来てしまい、同日選挙は行うことができなかった。ゴートンは、1969年に10月25日投票日の下院選挙を行う。そして、この下院選挙では、連立政権側は議席を大幅に減らし、82議席から、125議席中66議席まで減らしてしまう。

上院単独選挙は1970年11月21日投票日で行われるが、この選挙においても、連立政権側は30議席中13議席に留まり、上院全体でも26議席に留まる。また、労働党も現状維持の14議席に留まり、むしろ得票率は2.8%減

らす結果となった。

その後、1972年の下院単独選挙においては、労働党ホイットラム政権が誕生した。実に21年ぶりの政権交代であった。ホイットラム政権は、メデイバンクなどの急進的政策を進めることを目指す政治家であった。

同時に、ホイットラムは、1962-72年にかけての二院別選挙という政治実践に問題を感じていた。オーストラリアでは、憲法改正案は、連邦の超党派の代表と州政府の代表などにより構成される憲法会議 Constitutional Convention で議論され、内容がまとまれば勧告が出される。1973年憲法会議のなかで、上下両院選挙の同時実施を憲法で明示することが検討の対象とされた (Constitutional Convention 1973: 256-67)。労働党ホイットラム政権は、憲法会議の時の到達点を土台にして、憲法改正案として連邦議会に提出した。その憲法改正案に関しては、様々な肯定・反対論があり、上院では可決されず、結局、ホイットラム政権が二度目の憲法改正案を出すことによって、憲法の規定により、下院のみの可決で、最終段階である国民投票にまで到達することとなった。

ただし、この同日選憲法規定に関する国民投票は、1974年に憲法57条に基づいて行われた上下両院解散同時選挙が同日に行われたことで、影が薄くなり、結局、改正案は否決された。

その後、1975年に、上院での法案否決に難航していた労働党ホイットラム政権を、総督が罷免し、自由党フレイザーを任命し、フレイザーは即座に憲法57条に基づき上下両院解散同日選挙を行うという前例のない事態が起こった。いわゆる「憲法危機」と呼ばれる事態である。

1975年上下両院同時解散で、フレイザー連立政権は、上下両院の過半数議席を得た。実に、1958年以来であった。しかし、フレイザー自身も、二院が別々に選挙されることに対する懸念を感じていた。もちろん、彼が政権についた以上、上院任期満了前1年以内の間に下院解散を合わせれば、上院半数と下院解散選挙は行いうる。しかし、フレイザーは、将来的に、上院での過半数を失って、上院の野党によって下院が無理やり解散に追い

込まれてしまう可能性を無視できないでいた。

また、1973年憲法会議の動き以来、憲法改正案の検討は、問題別に連邦・州・地方の政治家の参加で、引き続き行われていた。そして、1976年10月27日から29日にかけてホバートで行われた憲法会議は、決議として、両院同日選挙に向けての憲法改正を勧告した（Constitutional Convention 1976：203）。

これを受けて、フレイザー政権は、同日選挙、上院空席の任命方法、レファレンダムへの2準州の参加、連邦裁判官定年制をめぐる憲法改正案への国民投票法案を2月に議会に提出した。これらの法案は、政権側の自由党・カントリー党だけではなく、労働党も賛成に加わり可決され、今度は、多くの提案が成立する国民投票になるのではないかと見られていた。

しかし、そこに立ちふさがったのが、クィーンズランド州首相ジョー・ビヨルク・ピーターセンと西オーストラリア州首相チャールズ・コートであった。ビヨルク・ピーターセンはカントリー党、コートは自由党の政治家であり、ともに、これまで自由党・カントリー党連立のフレイザーと協力してきた政治家であったが、彼らが、この上下両院同日選挙への憲法改正に対して待ったをかけた。

1977年の国民投票は、上下両院同日選挙だけでなく、他の項目も争点となったが、結局、この上下両院同日選挙のみが可決ライン（全国過半数と4州以上の過半数）に届かず否決された。

その後、1984年、88年にも上下両院同日選挙規定を盛り込む憲法改正案が国民投票で諮られたが、可決には届かなかった。その一方で、1972年下院選挙以降、上下各院いずれも単独選挙は行われておらず、1974年以降は、下院解散・上院半数改選あるいは上下両院同時解散選挙といういずれかが用いられた。すなわち、1974年以降の全てのオーストラリア国政選挙は、上下両院同日選挙であった。

(3) 戦後オーストラリアの上下両院別時期選挙事例の制度的要因

後には、上下両院別時期選挙事例に関する行為者たちのビリーフを検討するが、その前に簡潔に、その制度的要因もあったことも記しておきたい。

第一に、別時期選挙を引き起こす要因としては、憲法57条による上下両院解散を行った場合、憲法13条により上院任期はその前の7月になり、数ヶ月から最大1年ほど上院任期が削減されてしまい、その結果、両院の次の同時期選挙が困難化される傾向がある点である。

1951年4月上下両院解散同日選挙の例では、憲法13条の規定によりこの選挙で選ばれた上院の半数は1953年7月に任期満了となる予定となった。当時のメンジス首相は、1953年5月の上院単独選挙後の9月1日に、閣議で「上下両院解散の結果、上院と下院は別々の時期に選挙を行わなければならない」と述べている (NAA A4940 C916 : 104)。

第二に、一度、同日選挙の軌道から外れると、制度的に復帰することが困難になるという点である。

1963年11月下院選挙を例にとれば、この下院の任期は選挙後の連邦議会の開会(1964年2月25日)から3年になるので、1964年2月25日から1967年2月24日ということになる。この下院選挙後の上院選挙が1964年12月に行われているが、この時期は下院解散には早すぎるということで飛ばされて、さらにその次の上院選挙が行えるのが1967年7月から1968年6月になるが、そうすると、ここまでに下院の任期満了が来るので、同日選挙は行えない。つまり、一度上下各院別時期選挙をしてしまうと、次には、かなり早いタイミングで下院を解散しないと同日選挙への復帰は困難化してしまう。

結局、このタイミングのズレのために、ホルトとゴートンという後の首相たちは、事実上、上下各院別時期選挙を、好むと好まざるにかかわらず、受け入れるよりほかは事実上なかった。このタイミングのズレが修正されるのは、1974年上下両院解散同日選挙までなかった。

3. オーストラリア連邦議会選挙における同日選挙 あるいは別時期選挙に関するビリーフ

以下では、戦後のオーストラリアの政治家やマスコミの中でみられる連邦上下両院選挙に対するビリーフを考察していきたい。

(1) 上下両院同日選挙を肯定するビリーフ

1) 同日選挙が効率的であり、通常である

【1900年オーストラリア憲法制定に至る「同日選挙」のビリーフ】

オーストラリア憲法制定に至る最初の段階の議論では、上下両院の別選挙が考えられていた。当時有力であった政治家サミュエル・グリフィス（当時クィーンズランド首相）は、上院が各州によって選ばれるという当時の草案を前提に、「各州の議会は、様々な時期に集まる。ある州は6月、ある州はもっと早いだろう。ニューサウスウェールズも様々で、2月にやる時もあるれば、時として11月の時もある。上院議員の選出は議会の時期に行わなければならない」と述べた（National Australasian Convention 1891：599-601）。

この後、下院任期を4年にしようとする時期もあったが、結局、ヴィクトリア首相（当時）ジョージ・ターナーの提案により、3年となり、それが現オーストラリア憲法に受け継がれた。その過程で、ターナーは、下院任期を3年とすることは上院改選と同時期とすることができることが利点であると述べた。彼によれば、同日選挙は「かなりの支出の削減を意味する」とされた（National Australasian Convention 1897：1031）。オーストラリアにおいては、憲法制定当初から、同日選挙が効率性の観点から肯定されていたとみることができる。

【メンジスの「同日選挙」に関わるビリーフ】

メンジス首相が1953年上院単独選挙を決断し、両院別時期選挙を始めた

ことは先述したが、同時に、彼は、それが政府の政治運営や政策決定に悪い影響をもたらすことを理解し、そこからの早期脱却を目指して、1955年に早期解散に打って出て、上下両院同日選挙への復帰を果たす。その時に、連邦議会でメンジスは、1951年上下両院解散同日選挙までの上下両院同日選挙が、オーストラリアの「通常 normal」の姿であり、その「ルール」は、「巨額の二重出費を回避する」という点で、「明白な長所」があったと述べた (*House Hansard* 26 October 1955 : 1895)。

その後、メンジスの指示で連邦議会に上下両院合同憲法検討委員会が設けられ、その委員会は二度の答申を出し、その中で、上院の任期を6年とした規定から「二度目の下院選挙」までとする憲法改正案を提案するように勧告がなされた (*Joint Committee* 1959)。

しかし、メンジスは、それに対して実際のところは対応を取らず、むしろ1963年10月15日に、総督に下院解散の助言を行うことを議会答弁で明らかにした。この時、上院選挙は早くても翌年1964年7月からしか行えなかった。つまり、再び両院別時期選挙になってしまうことを意味した。メンジスは、この時むしろ、こうした下院単独選挙を行うことになってしまったことを、5回にわたって政府法案を否決した野党のせいであると非難した。これに対して、野党労働党のカルウェルは、それは結局「50億ポンドの浪費」を意味すると、強く批判した (*House Hansard* 15 Oct 1963 : 1790)。

【1976年憲法会議・1977年国民投票におけるピリーフ】

先述したように、1975年の「憲法危機」の最中に首相についたマルコム・フレイザーは、上下両院の選挙が異なる時期に持たれてきたことに対して問題点を感じていた点では、彼のライバルであったホイットラムらと同じであった。そこで、1976年の憲法会議においても、この問題を含む一連の問題が取り上げられたことから、1977年憲法改正国民投票において、フレイザーは、ホイットラムらとともに、上下両院同日選挙に向けての憲

法改正に一致して取り組むこととなった。政党レベルで言えば、政権党であった自由党、カントリ党、そして最大野党の労働党が、上下両院同日選挙を含む憲法改正に取り組んだことを意味する。

このなかでも強調されたのが、やはり効率性と費用の問題であった。自由党の部内報 *Current Political Note* では、同日選挙を支持する第一の理由としては、「選挙の数を減らして」「費用を節約する」ことが掲げられた (Liberal Party 1977)。

2) 上院単独選挙は、大政党不利

オーストラリアで、上下各院別時期選挙が続かなかったもう一つの要因として挙げられるのが、結果としてそれが自由党や労働党という政権を争う大政党にとっては不利に働き、逆に、相対的に小政党が議席を得られるチャンスを増すという理解が進んだためである。

こうした理解が表面化してくるのが、1967年上院単独選挙あたりからである。この選挙において、上院のみ選挙への否定的反応が顕在化することになった。第一に、その否定的反応とは、上院単独選挙が「巨大な補欠選挙」という性格を持つてしまうのではないかという指摘であった。オーストラリア政治においては、補欠選挙においては与党が勝つことが難しいという指摘が度々ある。これに関して、選挙で議席を減らしたホルト首相が、「補欠選挙の雰囲気」があったことを新聞のインタビューに対して答えている (*The Sydney Morning Herald*, Monday 27 November, 1967)。こうした指摘は、1970年の上院単独選挙でも見られた。シドニーの地方紙においては、ある記者が「何らかの補欠選挙的特徴」を指摘し、政府への批判票が小政党に流れたと述べた (Stubbs, 1970)。

第二に、上院単独選挙に対しては、政権交代にはつながらず、退屈な選挙であるという評価も多かった。1967年上院単独選挙に関して、メルボルンの地方紙は、投票日前日の社説で、「明日は、いつも以上に退屈なものとなるだろう」と嘆き、上院の廃止にさえ言及し、同日選挙に復帰すべき

だと説いた(*The Age*, Friday 24 November 1967)。1970年上院単独選挙に対しても、シドニーの地方紙の社説は、投票日前日にも関わらず、「多くの人々が退屈となるであろう……選挙が多すぎる」(*The Sydney Morning Herald*, Friday 20 November, 1970)と述べた。

さらに、第三に、1970年選挙においては、二大政党のどちらの選択も有権者の支持を減らして、民主労働党のような小政党の議席が増えたことが主たる話題となった。民主労働党は、1955年に当時の労働党首エヴァットの党内共産主義勢力容認姿勢や党内反共主義者攻撃に反対して、結成された。民主労働党は、党名称の近似性にもかかわらず、労働党に協力しないことを党是としていた。この民主労働党は、1964年・67年の上院単独選挙で2議席ずつを獲得してきたが、この1970年上院単独選挙においては、ついに3議席目を獲得するに至った。メルボルンの地方紙は、「政府に絶望した投票者たちは、労働党までは至らずに、効果的な政府を形成する望みの全くない民主労働党や少数政党、そして無所属に流れた」(*The Age*, Monday 23 November, 1970)と否定的に論評を加えた。

こうした見方は、政治家においても共有されることになった。前述の自由党の部内誌では、同日選挙を憲法で規定することによって、「上院選挙の結果がより責任あるものになり」、「抗議投票シンドローム」を減らすことができると述べられていた(*Liberal Party* 1977)。当時上院議員であったアラン・ミッセン(自由党)は、フレイザー首相への手紙の中で、両院別時期選挙は、「上院における無党派や小政党の出現を促している」と批判し、同日選挙は「上院の力を削減することになるだろう」と述べた(NAA M1268-201Part2: 113)。

(2) 上下両院同日選挙憲法化に反対するピリーフ

上記のように、オーストラリア連邦議会においては、上下両院同日選挙が「通常」のものとして見られ、両院別時期選挙を行ってきた実践に対しては、否定的な評価が目立った。ただし、他方で、同日選挙を憲法上の規

定とするための国民投票は、1974年、1977年、1984年、1988年で敗北している。もっとも、先述したように、オーストラリアの憲法改正国民投票は、全国過半数と最低4州の過半数という二重の基準があり、1977年は、クィーンズランド、西オーストラリア、タスマニアといういずれも、人口の比較的少ない州において改正案は多数を取れなかったが、オーストラリア全国では62.2%が改正案を支持した。

したがって、同日選挙憲法化を阻止したのは、人口の少ない州の動きであったし、それは、オーストラリア連邦の一つの特色が出たものと言えるだろう。その原動力となったのが、同日選挙は州の権限を奪うという理解であった。憲法12条により、州は上院選挙に対して、その定数や時期を決定する権限を与えられている。ほとんどの場合、その権限は大した意味を持たなかったが、唯一1974年のゲア問題では有効に機能した。

このゲア問題とは、1974年当時上院で過半数に達していなかった労働党政権が、クィーンズランドの民主労働党議員ヴィンス・ゲアにアイルランド大使ポストを約束して引退させ、数ヶ月後に予定されていた上院単独選挙では、彼の議席を空白にして選挙しようとした事件であった。労働党はクィーンズランド州での得票実績から、ゲアが引退した場合6議席中3議席を得られる公算を持っていたと言われる。逆に、もしゲアが引退しなかった場合は、改選は5議席（州10議席の半数）になり、そうすると労働党は2議席しか得られない公算であった。しかし、この企みを、クィーンズランド州首相 Premier ビヨルク・ピーターセンが察知し、カントリー党はゲアを酒宴でもてなして、期限日までに辞任届を提出させなかった。この結果、労働党は上院単独選挙をあきらめ、上下両院解散同日選挙に打って出るようになった（Reid 1976 : 102-103 ; Davey 2010 : 149-62）。

1977年国民投票では、西オーストラリアとクィーンズランドの両州がカギを握っていたが、その両方で、州首相が、同日選挙憲法化は州の権限削減につながると強力な論陣を張った。

ビヨルク・ピーターセン州首相は、地元紙に全面広告を出すなどして、

この「両院同日選挙」に積極的に反対運動を展開した(*The Courier Mail*, Saturday 14 May, 1977)。同日選挙が憲法改正で入れられると、その州の権限は大幅に損なわれると、当時のクィーンズランド州政府は、明瞭に評価していた(Queensland Government 1977)。

チャールズ・コート州首相は、ビヨルク・ピーターセンほどは積極的な反対運動はしなかったものの、フレイザー首相に長文のテレックスを送った²⁾。それによれば、国民投票で対象となった4提案の中でも、特に両院同日選挙を「最悪」と表現した。彼によれば、「二院の選挙と任期の一致は、上院はもはや必要ないという議論を強化するに違いない」と述べた。また、彼は、憲法9条と12条の規定により、上院議員選挙の「時間と場所」を選ぶことができるという規定が、1974年にホイットラム政権の多数派工作を阻止したことを挙げ、この規定を、同日選挙憲法下によって除去することに明確に反対を表明した(NAA M1268-201Part1:138)。

最後に、驚きのことであるが、元首相メンジスも反対した。先述のように、1955年にメンジスは同日選挙が「通常」であると述べた。そのメンジスも、上下両院同日選挙の憲法化については、「上院の権力に対して深刻なダメージを与えるだろう」「私は、この規定が敗北することを希望する」(NAA M1268-201Part2:98)と新聞に対して述べた。

結 論

上記のように、上下両院同日選挙に関して、日豪両国の政治家やマスコミがどう考えたかということを中心に考察してきた。両院を民主的に選挙するという国々は多くはないが、そのなかでも、日本のように、上下両院を別時期に選挙している国は、異例である。しかし、その国における行為者たちは、むしろそれを当然と考えてきた。日本以外で唯一各院別時期

2) チャールズ・コートは、4提案のうち、両院同時選挙と上院欠員時の州権限のはく奪には反対すると表明した(Barker 1977)。

選挙という実践を一時期だけでも行ってきたオーストラリアにおいては、上下両院同日選挙が、むしろ一貫して「当然」と考えられてきた。つまり、両国の二院制における選挙タイミングとして、事実上、各々で「当然」と考えられてきたことは、内容的に正反対で、それらは、ひとえに両国の行為者たちのビリーフであって、制度上必要とされてきたことではなく、ましてや、普遍的法則という類のものではなかった。

制度上は、日本の、かつての参議院議員選挙法、そして今日の公職選挙法は、参議院議員任期満了の30日前以上には参議院選挙を前倒しすることを許してこなかった。オーストラリア憲法13条が上院議員任期満了の1年前まで選挙の前倒しを認めていることと比べると、日本の制度は厳しく、同日選挙を行いうる余地は小さいと言える。しかし、法律は改正しうる。日本国憲法46条は、「参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する」と書いているだけなので、その気になれば、3年ごとの改選時期の「幅」を30日以内に限定しない法改正もありえただろう。むしろ、それをしようとしなかった日本の行為者たちのビリーフに、制度的固さの根源があると見るべきである。改正しようという問題意識が公的文献では全く表出しないほどに、日本では、任期満了付近に参議院選挙を行うことを「当然視」していたと見るよりほかない。

《引用日本語文献》

- 朝日新聞. 1985. 「定数は正問題, 野党の歩調に乱れ」11月10日2面。
朝日新聞. 1986. 「ダブル選挙反対は当然(社説)」3月25日5面。
朝日新聞. 1986. 「福田氏、『名分なき解散させぬ』同日選挙阻止の姿勢を強調」3月31日2面。
朝日新聞. 1986. 「あつてはならぬ衆参同日選挙(社説)」4月11日5面。
朝日新聞. 1986. 「解散——同日選に疑義の声 憲法学者に聞く」4月18日2面。
朝日新聞. 1986. 「『同日選は憲法の精神に反する』福田元首相が批判」4月21日2面。
朝日新聞. 1986. 「再論・同日選挙に反対する(社説)」5月1日5面。

- 岩崎美紀子. 2013. 『二院制議会の比較政治学——上院の役割を中心に』岩波書店。
- 大石眞(2002)「第154 回国会憲法調査会：政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会第3号」, 衆議院憲法調査会。
- 大石眞(2004)「第159 回国会参議院憲法調査会：二院制と参議院の在り方に関する小委員会第2号」, 参議院憲法調査会。
- 小堀眞裕. 2012. 『ウェストミンスター・モデルの変容』法律文化社。
- 小堀眞裕. 2013. 『国会改造論：憲法・選挙制度・ねじれ』文芸春秋社・文春新書。
- 小堀眞裕. 2019. 『英国議会「自由な解散」神話——解釈主義からの一元型議院内閣制論批判』晃洋書房。
- 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 参議院制度研究会. 1988. 「参議院のあり方及び改革に関する意見」昭和63年11月1日 参議院制度研究会。
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/631101.html>
- 毎日新聞. 1986. 「憲法の本質と同日選挙論議(社説)」5月3日5面。
- 読売新聞. 1947. 「議会後即ち総選挙, マ元帥, 首相へ書簡で要望」2月8日1面。
- 読売新聞. 1953. 「四月十九日が適当」3月14日1面。
- 読売新聞. 1986. 「早期解散こそ憲法に沿う道筋(社説)」5月22日5面。

《引用英語文献》

- Cramp, Karl R. 1914. *The State and Federal Constitutions of Australia*, Sydney: Angus and Robertson.
- Liberal Party. 1977. *Current Political Notes*, No. 33.
- The Age*. 1967. 'Tomorrow's Choice', Friday 24 November, p. 5.
- The Age*. 1970. 'Winner and losers', Monday 23 November, p. 9.
- The Courier Mail*. 1977. 'Say No to Canberra', Saturday 14 May, p. 21.
- The Sydney Morning Herald*. 1967. "'Bit of a nudge" for Government-Holt', Monday 27 November, p. 5.
- The Sydney Morning Herald*. 1970. 'Tomorrow's Poll', Friday 20 November, p. 2.
- Barker, E. A. 1977. 'WA will urge No Vote', *The West-Australian*, 31 March.
- Constitutional Convention. 1973. *Minutes of proceedings and official record of debates of the Australian Constitutional Convention*, Canberra: Government Printer.
- Constitutional Convention. 1976. *Proceedings of the Australian Constitutional*

- Convention*, Hobart, 27-29 October 1976.
- Davey, Paul. 2010. *Ninety Not Out*, Sydney: UNSW Press.
- The House of Representatives. *House Hansard*.
- Joint Committee. 1959. *Report from the Joint Committee on Constitutional Review*, Canberra: Commonwealth Government Printer.
- National Australasian Convention, 1891, *Official Report of the National Australasian Convention Debates*, Sydney: G.S. Chapman.
- National Australasian Convention, 1897, *Official report of the National Australasian Convention debates*, Adelaide: C.E. Bristow, Govt. Printer, 1897.
- National Archives of Australia (NAA).
- Nohlen, Dieter and Phillip Stover (eds) 2010. *Elections in Europe*, Baden-Baden: Nomos.
- Nohlen, Dieter, Florian Grotz and Christof Hartmann (eds). 2002. *Elections in Asia and the Pacific*, New York: Oxford University Press.
- Reid, Alan. 1976. *The Whitlam Venture*, Melbourne: Hill of Content.
- Stubbs, John. 1970. 'Getting the electoral message', *The Sydney Morning Herald*, Tuesday 24 November, p. 2.
- Tsebelis, G. and Money, J. 2002. *Bicameralism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Queensland Government. 1977. 'Queensland Cabinet Minute, Brisbane, 1st March, 1977, Decision No. 26000', Queensland State Archives.